

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 引受保険会社は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 引受保険会社は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 引受保険会社は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 引受保険会社は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 引受保険会社は、保険契約者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 引受保険会社は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、保険契約者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第7 引受保険会社は、保険契約者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び引受保険会社の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、保険契約者及び引受保険会社と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第8 引受保険会社は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 引受保険会社は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、保険契約者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 引受保険会社は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11 引受保険会社は、業務の作業場所を保険契約者に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、保険契約者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第12 引受保険会社は、保険契約者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために保険契約者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 引受保険会社は、業務を行うために保険契約者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに保険契約者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、保険契約者が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 保険契約者は、必要があると認めるときは、引受保険会社又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 引受保険会社は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合(再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)は、直ちに保険契約者に報告し、保険契約者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、引受保険会社は、保険契約者から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 保険契約者は、引受保険会社が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、引受保険会社が負担するものとする。